

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (ジーケイフーズ株式会社)

農林水産省は、ジーケイフーズ株式会社（法人番号：4360001015916）から提出された「事業再編計画」について、5月19日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の認定

ジーケイフーズ株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、令和3年5月19日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、沖縄振興開発金融公庫による資金の貸付け、設備投資に係る割増償却を受けることが可能となります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

2. 事業再編計画の概要

弁当・総菜・おにぎり・サンドイッチ類の開発製造を行っているジーケイフーズ株式会社は、老朽化した宜野湾工場から新工場に製造を移管し製造ラインを一新します。これに加え、新設工場では製造体制の強化を図り、国産原材料にこだわった製品を開発・増産するとともに、生産者や農業生産法人との契約取引による原材料の調達を増加させることで、生産者の経営安定・流通経費削減につなげることを目指します。

3. 事業再編計画の実施時期

開始時期：令和3年6月

終了時期：令和7年6月

4. 申請書の概要

名称：ジーケイフーズ株式会社

住所：沖縄県宜野湾市志真志四丁目31番8号

代表者：代表取締役具志堅正秀

資本金：3000万円

添付資料

ジーケイフーズ株式会社の事業再編計画の概要
認定事業再編計画の内容の公表

【お問合せ先】
食料産業局食品製造課外食産業室
担当者：担当者：薄井、浅田
代表：03-3502-8111（内線4352）
ダイヤルイン：03-6744-7177
FAX：03-3502-5336

令和3年5月19日

ジーケイフーズ株式会社の事業再編計画の概要

弁当・惣菜・おにぎり・サンドイッチ類の開発製造を行っているジーケイフーズ株式会社は、老朽化した宜野湾工場から新工場に製造を移管し製造ラインを一新する。

これに加え、**新設工場では製造体制の強化を図り、国産原材料にこだわった製品を開発・増産するとともに、生産者や農業生産法人との契約取引による原材料の調達を増加させる**ことで、生産者の経営安定・流通経費削減につなげることを目指す。

<事業再編計画概要>

【実施時期】 令和3年6月～令和7年6月

ジーケイフーズ株式会社

- ・既存工場の施設撤去・廃棄、新設工場への移転と新設備導入
- ・国産原材料を使用した新商品の開発・増産
- ・国産農産物調達量の増加
- ・生産者や農業生産法人との契約取引を増加

融資

・沖縄振興開発金融公庫

設備投資に係る割増償却

【目標】

(農産物流通等の合理化)

農産物の調達額の増加

R1:131百万円→R6:144百万円

うち国産農産物

R1:91百万円 →R6:117百万円

(生産性の向上)

従業員1人当たりの付加価値額の向上

R1:3.1百万→R6:3.5百万

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和3年5月19日

2. 認定事業再編事業者名

ジーケイフーズ株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

ジーケイフーズ株式会社は、沖縄ファミリーマートの指定工場として、弁当・惣菜・おにぎり・サンドイッチ類の開発製造を行っている。

現有施設の宜野湾工場建物は建築から53年（昭和42年新築）が経過していることに加え、建屋増改築を繰り返した影響により、生産効率アップ・省力化・システムのリニューアルが極めて困難な状態となっている。

また、以前から宜野湾市水道局より当工場の上水道取水過多を指摘されているが、貯水槽の増設や生産フローの変更により取水制限を何とか免れている状態である。

今般、うるま市へ新たに工場を建設稼働し、老朽化した宜野湾工場から新工場に製造を移管することにより、沖縄ファミリーマートから要望されている、現状競合メーカーが供給しているパッケージカット野菜を当社にて対応できる製造ラインへの再編が可能となることから売上が拡大する。

更に、生産性の向上及び国産野菜にこだわった付加価値の高い商品の開発により、沖縄ファミリーマートが属するリウボウグループで量販店12店舗を展開するリウボウストア向け新規売上の獲得も目指す。

上記2件により、令和6年度に約1億4千万円の新規売上拡大を目指す。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

①農産物流通等の合理化に関する数値目標

新工場へ製造を移管し製造体制の強化を図り、野菜の使用量が多い「サラダ」カテゴリのシェアが拡大することに加え、カップサラダや、ディッシュサラダの商品アイテムを増やすことにより、レタス、サニーレタス、キャベツなどの使用量を増加させ、国産原材料にこだわった製品を開発・増産することで、国産農産物の調達額の増加を図る。

また、現在、卸売事業者や仲卸事業者より調達している原料野菜のうち、約50%を生産者や農業生産法人との契約取引にシフトすることにより、安定数量の確保、安定価格での調達を行うと同時に、農家の安定的な契約及び、負担する流通経費の削減につなげる。

これにより、年間の国産農産物の調達額を令和1年度の91,929千円から令和6年度には117,334千円に増加させることにより、生産者の経営安定・発展に寄与する。

②生産性の向上を示す数値目標

従業員 1 人当たり付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)を、令和 1 年度の 3,136 千円から、令和 6 年度には 3,468 千円とすることを目標とする。

③財務内容の健全性の向上を示す数値目標

令和 6 年度において、有利子負債はキャッシュフローの 10.04 倍となり、10 倍をわずかに上回ることとなるが、これは、事業再編による設備投資により長期借入金が増加することによるものであり、これにより、財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営に影響が出るものではない。経常収支比率は 100%を上回る。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

その他の飲食料品の製造事業（惣菜製造業）

②実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

(事業の構造の変更)

旧工場設備の相当程度の廃棄及び保有する施設の相当程度の撤去。

(事業の方式の変更)

うるま市に新たに工場を設立し、老朽化が進んだ現有施設の宜野湾工場より製造を移管すると同時に、製造ラインを一新する。新工場における省力化を追求したシステム、製造設備の導入、工業用水や高圧電力使用や食パン仕入れの合理化によりコストを抑え、より高品質な製品の製造体制を整備する。

また、現在、卸売事業者や仲卸事業者より調達している原料野菜のうち、約 50%を生産者や農業生産法人との契約取引にシフトすることにより、安定数量の確保、安定価格での調達を行うと同時に、農家の安定的な契約及び、負担する流通経費の削減につなげることで、生産者の経営安定・発展に寄与する。

(2) 事業再編を行う場所の住所

沖縄県うるま市州崎 12-89

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和3年6月

終了時期：令和7年6月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に充てる予定の従業員数 271 名

上記中、新規採用される従業員数 150 名

事業再編に伴う出向者：なし

事業再編に伴う解雇者：なし

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第 1 条第 1 項の要件			
	十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄資産の譲渡又は譲受け	廃棄する施設とその内容 ・建物 帳簿価格：28 百万円 撤去期日：令和 4 年 12 月 31 日 撤去比率：100% ・建物附属設備 帳簿価格：36 百万円 撤去期日：令和 4 年 12 月 31 日 撤去比率：100% ・構築物 帳簿価格：3 百万円 撤去期日：令和 4 年 12 月 31 日 撤去比率：100% 廃棄する設備とその内容 ・機械及び装置 帳簿価格：149 百万円 撤去期日：令和 4 年 12 月 31 日 撤去比率：100% ・器具及び備品 帳簿価格：4 百万円 撤去期日：令和 4 年 12 月 31 日 撤去比率：100%	法第25条第1項(沖縄振興開発金融公庫による資金の貸付け)
法第 2 条第 5 項第 2 号の要件			
	農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	うるま市に新たに工場を設立し、老朽化が進んだ現有施設の宜野湾工場より製造を移管すると同時に、製造ラインを一新する。新工場における省力化を追求したシステム、製造設備の導入・工業用水使用や食パン仕入れの合理化により、コストを抑え、より高品質な製品の製造体制を整備する。	租税特別措置法第 68 条の 33 (事業再編促進機械等の割増償却) 法第 25 条第 1 項(沖縄振興開発金融公庫による資金の貸付け)